

<p>請 願 第 4 号</p>	<p>令 4. 6. 1 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書提出について (紹介議員)</p> <p>たてやま清隆、園山えり、大園たつや、のぐち英一郎、小川みさ子</p>	
<p>(請願の要旨)</p> <p>消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるための要件として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が2023年10月に予定されている。</p> <p>これまで、年間の売上げが1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務を免除されてきた。しかし、インボイス制度では免税事業者からの仕入れに対して仕入れ税額控除を適用することが認められないため、インボイス（適格請求書）を発行できない免税事業者は、取引過程から排除され課税事業者になることを迫られる。また、現在、課税事業者であっても、下請等の零細事業者は、消費税分の値下げをせざるを得ない状況に追い込まれる。とりわけこれらの免税事業者等にとっては、インボイスの発行・保存等にかかるコストや複数税率の区分記載等が大きな負担になるといった問題が指摘されている。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、むしろその影響が拡大する中、消費税増税等によって多くの事業者が厳しい状況に置かれている。とりわけこれらの免税事業者等の中には、収入が不安定な中小企業や個人事業主が多く含まれることから、このままインボイス制度の導入を進めることは、事業者をさらに困難な状況に追い込むことになりかねない。</p> <p>このため、日本税理士会連合会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など様々な団体、個人からこの制度の中止や実施延期を求める声が上がっている。</p> <p>よって、貴市議会におかれては、中小企業や個人事業主の事業継続と再生のために、国会及び関係行政庁に対しインボイス制度の実施中止を求める意見書を提出していただくよう請願する。</p>	